**１６－４　食に関する指導の全体計画**

**(1)　作成の意義と目的**

学校における食育は、給食の時間、特別活動、各教科等の様々な教育の内容とも密接に関わっている。また、集団指導だけではなく、食の悩みを抱える児童生徒の個別相談に応じることや、地域や家庭と連携して取組を進める上でも、学校の教育活動全体の中で、体系的かつ計画的、組織的に食に関する指導を行うことは重要である。このことから、食育の推進のためには、食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育における食に関する指導の全体像を教職員が共通理解し、互いに連携協力し合いながら指導することが必要である。

**(2)　作成の手順と留意事項**

①「食に関する指導の手引-第二次改訂版-（平成31年3月文部科学省）」を参照して作成

すること。

② 全体計画において掲げることが望まれる内容としては、以下のものがある。

|  |  |
| --- | --- |
| 作　成　の　手　順 | 留　　意　　事　　項 |
| １　実態を把握し、食育推進の評価指標を設定する。  ２ 学校としての食に関する指導の目標を設定する。  ３　学年ごとの食に関する指導の目標を設定する。  ４　個別的な相談指導の在り方・　地場産物の活用について示す。  ５　保護者や地域との連携の在り方、隣接する学校（園）との接続についての方針を示す。  ６　給食の時間における食に関する指導や関連教科等における食に関する指導の内容等を示す。 | ・ 児童生徒の実態（食生活、健康状態、体力等）を把握・分析し、課題を明確にする。教育目標や実態に照らして、課題性、緊急性、方向性の観点から焦点化して評価指標を設定する。  ・　育成を目指す児童生徒の姿として、資質・能力の３つの柱と６つの食育の視点が入るよう学校の「食に関する指導目標」を設定する。（年度内に育成を目指すものであるため、重点化を図ることも可能）  ・　目標を構成する内容については、学年を通じて一貫性と系統性をもたせ、育てたい児童生徒の姿を具体的に示す。なお、小学校の場合には、学年ごとに設定するのが望ましいが、低学年・中学年・高学年ごとに設定することも考えられる。  ・ 給食の時間における食に関する指導では、日常的な指導（準備・後片付け・食事マナー等）の「給食指導」と併せて「食に関する指導」（給食献立内容・食材・教科等との関連等）の内容を整理する。 |

※　学校給食法（H21.4.1施行）第10条

※　学習指導要領総則（平成29年7月）

「教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。」